

高齢者の福祉（サービス） ガイドブック



戸 田 市
健 康 長 寿 課

もくじ

高齢者福祉サービス

1～17

- ①食事サービス
- ②紙おむつ等支給（現物支給・現金支給）
- ③緊急時連絡システム
- ④日常生活用具給付
- ⑤寝具類乾燥等
- ⑥訪問理美容サービス
- ⑦移送サービス
- ⑧徘徊高齢者等探索システム利用助成
- ⑨歩行補助つえの交付
- ⑩健康長寿入浴事業
- ⑪高齢者補聴器購入費助成
- ⑫日常生活自立支援事業利用料金助成
- ⑬成年後見制度利用支援
- ⑭在宅要介護高齢者介護支援金
- ⑮介護保険サービス利用者特例助成
- ⑯家具転倒防止器具の給付設置
- ⑰救急医療情報キット

長寿のお祝い

18

- ⑱敬老祝金

高齢者の居住の支援

19～21

- ⑲高齢者世帯賃貸住宅家賃差額助成
- ⑳高齢者居室等整備資金融資
- ㉑民間賃貸住宅入居支援

活動支援

22～23

- ㉒老人クラブ
- ㉓シルバースポーツ大会
- ㉔シルバー人材センター

その他

24～25

- ㉕地域包括支援センター
- ㉖社会福祉協議会が提供するサービス
- ㉗【選挙】郵便による不在者投票

●高齢者福祉サービス●

1 食事サービス

買い物及び調理等が行えず食事の確保が困難な高齢者に対して、昼食を提供し、安否確認を行います。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
 - 65歳以上のひとり暮らしの方、又は65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯員であること。
 - 在宅で生活し、身体的又は精神的理由で食事をとれないことが常態となっていること。
- ※以上の方が食事介助を必要とするときは、介助者（同居者に限る）も利用できます。

利用できる回数

1日1回（昼食）

利用できる日

月曜日～土曜日（ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く）

利用者負担

1食につき400円

利用方法

- ①市に申請し、決定されると、市が配達業者に開始の連絡をします。
- ②利用者が事前に食事券を配達業者から購入します。
- ③配達された弁当と引き換えに食事券を渡します。

手続きに必要な書類

- 高齢者在宅福祉サービス総合申請（届出）書（本人・親族等が記入）
- 高齢者実態把握調査票（ケアマネジャー等が記入）

2 紙おむつ等支給（現物支給）

常時紙おむつ等を使用する高齢者に、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを宅配します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- 在宅で生活し、日常生活の中で常時紙おむつ等を必要とすること。
- 生活保護を受けていないこと。
- 紙おむつ等支給（現金支給）のサービスを受けていないこと。

利用限度数

1人1か月あたり、合計5パックまで

利用者負担

1パックあたり

区分	区分B	区分C
紙おむつ	250円	500円
紙パンツ	200円	400円
尿取りパッド	150円	300円

※区分B：生計中心者の前年度市民税が非課税の世帯に属する方
区分C：区分Bに該当しない方

利用方法

- ①市に申請し、決定されると、市が配達業者に開始の連絡をします。
 - ②月初めに1回、配達業者が品物を届けます。
 - ③品物と引き換えに利用者負担金を支払います。
- ※配達先は、住民票の住所に限ります。

手続きに必要な書類

- 高齢者在宅福祉サービス総合申請（届出）書（本人・親族等が記入）
 - 高齢者実態把握調査票（ケアマネジャー等が記入）
- ※申請月の翌月から配達希望の場合は、25日（休日の場合はその前日）までに申請書を提出してください。

2 紙おむつ等支給（現金支給）

入院時に紙おむつ等を利用した方、及び排せつ介護機器の専用紙おむつ等を利用した方へ、紙おむつ代の一部を助成します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- 入院時に紙おむつ等を利用した方
- 在宅で排せつ介護機器の専用紙おむつ等を利用した方
- 生活保護を受けていないこと。
- 対象となる期間において紙おむつ等支給（現物支給）のサービスを受けていないこと。

助成額

1人1か月あたり上限5,000円
※5,000円に満たない場合は実費額

利用方法

市に申請し、決定されると、指定された金融機関口座に振り込みます。

手続きに必要な書類

- 紙おむつ等購入費用助成申請書
 - 入院先の病院から発行された入院期間が確認できる領収書の写し
 - 入院中に購入した紙おむつ等の購入日及び費用の明細が確認できる領収書の写し
（病院の領収書に費用の明細が記載されていれば不要）
- ※領収書には利用者本人の氏名が記載されていること。
※利用月の翌月から2年以内に申請してください。
※印鑑（スタンプ印不可）をご持参ください。

注 意 点

- 入院中に掛かった紙おむつ代のうち、助成を受けた分は確定申告時の「要介護認定を受けている方のおむつ代に係る医療費控除」の対象外となります。

3 緊急時連絡システム

ひとり暮らしなどにより緊急時の連絡が不安な方に、緊急の時に発信ができる相談機能がついた緊急通報機器とペンダント型発信機又は携帯型の緊急通報機器を貸与します。通報を受けると緊急時に、利用者に代わって緊急連絡先に連絡します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けており、電話機（固定・携帯問わず）及び緊急連絡先のある方で、次の①から③のいずれかに該当する方
- ①65歳以上で、ひとり暮らしであること。
- ②60歳以上の方で構成されている世帯にいる65歳以上の方で、本人以外の世帯員が病弱であること。
- ③65歳以上で、世帯員の就労等により、ひとり暮らしと同様の状態にあること。

利用者負担

なし

※緊急通報機器の破損、紛失については、弁償費用が発生します。

利用方法

- ①市に申請し、決定されると、市が委託する業者へ連絡します。
- ②業者から利用者に連絡が入り、機器設置工事の都合の良い日時を決めます。
- ③業者が利用者宅に行き、電話機等に機器を取り付けます。

手続きに必要な書類

- 高齢者緊急時連絡システム事業利用申請書（本人・親族等が記入）



4 日常生活用具給付

在宅で寝たきりやひとり暮らしになっている高齢者に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の日常生活用具を給付します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- 在宅で生活していること。
- 生活保護世帯又は生計中心者の前年度市民税が非課税の世帯に属すること。
- 下表に掲げる用具ごとに右欄に定める要件に該当していること。

電磁調理器	●心身機能の低下により、防火等の配慮が必要なこと。 ●ひとり暮らし又はそれと同様の状態にあること。
火災警報器	●ひとり暮らし又は世帯内に寝たきりの高齢者、若しくはそれと同様の状態にあること。
自動消火器 (天ぷら火災用)	※火災警報器については、利用者が所有する住宅であること。賃貸住宅である場合は不可

利用者負担

なし

利用方法

- ①市に申請し、決定されると、市が用具の取扱い業者に発注します。
- ②取扱い業者が利用者宅に行き、用具を取り付けます。

手続きに必要な書類

- 高齢者在宅福祉サービス総合申請（届出）書（本人・親族等が記入）
- 高齢者実態把握調査票（ケアマネジャー等が記入）

5 寝具類乾燥等

家庭において寝具類を乾燥等することが困難な高齢者に対し、定期的に寝具類の乾燥や丸洗いをを行います。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- 生活保護世帯又は生計中心者の前年度市民税が、非課税世帯であること。
- 身体的又は精神的理由により、日常生活を営む上で支障があること。
- 在宅で生活していること。
- 家族が心身の障がい等により介護を行えないこと、又は介護を行う者がいないこと。

※14在宅要介護高齢者介護支援金の受給との併用は出来ません。

利用回数

- 乾燥は月1回
掛布団及び敷布団は月3枚まで
毛布は月1枚まで
- 丸洗いは年1回（丸洗いの時期の指定はできません）
掛布団及び敷布団は年2枚まで
毛布は年1枚まで

利用者負担

1回 100円

利用方法

- ①市に申請し、決定されると、市が乾燥業者へ連絡します。
- ②乾燥業者から、利用者宅に伺う日について事前に連絡があります。
- ③乾燥業者に寝具類を引き渡し、乾燥等の作業完了後、利用者負担金を支払います。

手続きに必要な書類

- 高齢者在宅福祉サービス総合申請（届出）書（本人・親族等が記入）
- 高齢者実態把握調査票（ケアマネジャー等が記入）

6 訪問理美容サービス

在宅で寝たきりになっている高齢者に理容師又は美容師が訪問して散髪と顔剃（理容師のみ）を行います。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- 寝たきりの状態のため訪問理美容を必要とすること。

利用回数

3か月に1回、年4回まで（年度途中の申請の場合はこの限りでない）

利用者負担

1回あたり

区分A	区分B	区分C
100円	300円	500円

※区分A：生活保護世帯に属する方又は生計中心者の前年度市民税が非課税の世帯に属する
老齢福祉年金受給者

区分B：生計中心者の前年度市民税が非課税の世帯に属する方（区分A以外）

区分C：区分A及び区分Bに該当しない方

利用方法

- ①市に申請し、決定されると、市から訪問理美容サービス券が送られてきます。
- ②利用者が理容店・美容室に電話等で連絡して都合の良い日時を決めます。
- ③理容師・美容師に1回分のサービス券を渡してサービスを受けます。

手続きに必要な書類

- 高齢者在宅福祉サービス総合申請（届出）書（本人・親族等が記入）
- 高齢者実態把握調査票（ケアマネジャー等が記入）

実施機関

埼玉県美容業生活衛生同業組合戸田支部又は埼玉県理容生活衛生同業組合蕨・戸田支部加盟店

7 移送サービス

寝たきりになっている方や車椅子を利用している方が、移動のためにリフト付きワゴン車等を利用した場合、料金の一部を助成します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- 介護保険施設又は医療機関への交通手段として、移送用車両（リフト付き車両、ストレッチャー装着ワゴン車等）を利用すること。
- 寝たきりの状態又は車椅子を利用していることにより、一般の交通機関を利用することが困難であること。

利用回数

往復又は片道を1回として月2回、年24回（年度途中の申請の場合はこの限りでない）

利用者負担

1回につき実費から2,000円を控除した額

利用方法

- ①市に申請し、決定されると、市から年間（24枚）の移送サービス券が送られてきます。
- ②利用者が、市と契約した業者に電話等で連絡して利用日時を決めます。
- ③1回分のサービス券を業者に渡してサービスを受けます。

手続きに必要な書類

- 高齢者在宅福祉サービス総合申請（届出）書（本人・親族等が記入）
- 高齢者実態把握調査票（ケアマネジャー等が記入）

8 徘徊高齢者等探索システム利用助成

認知症等で徘徊のある高齢者等にGPS端末機器を身につけてもらうことで、位置情報を介護者に知らせるシステムの利用料の一部を助成します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けている40歳以上の方
- 要介護又は要支援認定を受けている方
- 認知症等による徘徊があり、探索システムの利用が必要と認められる方
- 介護保険施設等に入所していない方

助成の額

申込料又は登録料（位置情報登録料、契約事務手数料等）

市民税課税世帯	利用者負担額の90%又は10,000円の低い額
市民税非課税世帯	利用者負担額の95%又は10,000円の低い額
生活保護世帯	利用者負担額の全額

月額利用料（貸与機器一式利用料、検索料等）

市民税課税世帯	利用者負担額の90%又は4,000円の低い額
市民税非課税世帯	利用者負担額の95%又は4,000円の低い額
生活保護世帯	利用者負担額の全額

助成の対象期間

利用が可能になった月から契約を解除した月まで

手続きに必要な書類

- 徘徊高齢者等探索システム利用助成申請書（本人・親族等が記入）
- 高齢者実態把握調査票（ケアマネジャー等が記入）

9 歩行補助つえの交付

歩行につえに必要な高齢者に、歩行補助つえを交付します。市内の福祉センター等でも交付します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- つえがないと歩行に不安を感じる状態であること。
- 過去3年以内に市から歩行補助つえの交付を受けていないこと。

利用者負担

1本 500円

利用方法

利用者（又はその家族）が市に申請し、決定されると、その場で交付します。また市内にある福祉センター等でも歩行補助つえを交付します。

東部福祉センター	下前1-2-20	443-1021
新曽福祉センター	新曽1395	445-1811
西部福祉センター	美女木5-2-16	421-3024
上戸田地域交流センター「あいパル」	上戸田2-21-1	229-3133

手続きに必要な書類

- 高齢者歩行補助つえ交付申請書
(申請時には本人確認書類を提示してください)
- ※本人以外の申請は、委任状が原則必要です。



10 健康長寿入浴事業

市内の銭湯を200円で利用できる「健康長寿入浴証」の引換券を交付します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。

利用者負担

1日1回 200円

利用回数

1日1回まで。毎日（銭湯の休業日を除く）利用が可能

利用できる浴場

中町一の湯（中町1丁目）、健晃湯（川岸2丁目）、サン光湯（本町1丁目）

利用方法

- ①市に申請し、決定されると「健康長寿入浴証引換券」を交付します。
- ②「健康長寿入浴証引換券」と本人確認書類を市内の銭湯に持参し、「健康長寿入浴証」を受け取ります。
- ③銭湯に行き、「健康長寿入浴証」を提示して200円を支払い、入浴します。

実施機関

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合戸田・蕨支部に加入している市内の銭湯

11 高齢者補聴器購入費助成

聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上であること。
- 次の全てに該当している方。
 - ①両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
 - ②耳鼻咽喉科の医師により、補聴器の必要性を認められていること。
 - ③この助成を過去に受けていないこと。

助成限度額

40,000円

※40,000円に満たない場合は実費額

※補聴器本体の購入に必要なない付属品、補聴器の修理や保守、診察料、検査料、送料等は対象外です。

申請方法

※購入する前に健康長寿課にお問い合わせください。

- ① 高齢者補聴器購入費助成金交付申請書に医師の意見を記入してもらいます。
- ② ①に、3か月以内に発行されたオーディオグラムの写しを添付して、市に申請します。
- ③ 助成が決定された後で、補聴器を購入します。
- ④ 高齢者補聴器購入費助成金請求書兼口座振込依頼書に領収書の写し及び購入した補聴器の保証書の写しを添えて、市に提出します（交付決定から1年以内）。
- ⑤ 指定された金融機関口座に振り込みます。

12 日常生活自立支援事業利用料金助成

埼玉県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助・日常生活上の手続援助・日常的金銭管理・書類預かりサービス 通称：あんしんサポートねっと）を利用する高齢者に対し、その利用料の一部を助成します。

日常生活自立支援事業利用料金

- 福祉サービス利用援助・日常生活上の手続援助・日常的金銭管理
1回1時間まで1,200円、以降30分ごとに400円を加算。ただし、日常的金銭管理に使用する通帳を預かる場合は1回1時間まで1,600円
- 書類預かりサービス
基本料 年額2,000円、利用料 月額500円

助成が受けられる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けている方で、次の①から③のいずれかに該当している方
 - ①要介護又は要支援認定を受けていること。
 - ②療育手帳を交付されていること。
 - ③精神障害者保健福祉手帳を交付されていること。

助成の額

市民税課税世帯 月額利用料金の90%又は5,000円のどちらか低い額
市民税非課税世帯 月額利用料金の95%又は5,000円のどちらか低い額
※100円未満の端数切捨て

申請先

- 利用開始の申請先 戸田市社会福祉協議会 442-0309
- 助成の申請先
 - ① 戸田市役所 健康長寿課
 - ②・③ 戸田市役所 障害福祉課

手続きに必要な書類

- 戸田市日常生活自立支援事業利用料金助成金交付申請書兼請求書
- 日常生活自立支援事業の利用にかかる領収書

13 成年後見制度利用支援

身寄りのない認知症高齢者等に対し成年後見制度の申立てを行います(※1)。また、成年後見人等の報酬の補助がなければ成年後見制度の利用が困難な方に対して、報酬の一部を補助します(※2)。

(※1) 成年後見制度の申立て

判断能力が不十分な認知症高齢者に関し、民法に規定する成年後見人、保佐人又は補助人の審判の申立てを市が行います。

対象者

成年後見制度の申立てを行う親族がない等の事情がある方のうち、市長が特に必要があると認める方

費用

申立てに必要な費用は原則、市が負担します。ただし、本人又は親族に資力があつた場合には、市はその費用を請求します。

(※2) 成年後見人等の報酬の補助

対象者

- 生活保護世帯に属する方又は成年後見人等の報酬の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある方
- 成年後見人等が親族以外かつ住所要件と経済的要件を満たしている方

補助限度額

在宅は月額28,000円、施設は18,000円

手続きに必要な書類

- 戸田市成年後見制度利用補助金申請書
- 生活保護を受給していることを証明できる書類(生活保護を受給している場合に限る。)
- 成年被後見人等の財産目録の写しとその他の財産状況が確認できる書類
- 報酬付与の審判決定書の写し
- 成年後見・補佐・補助に関する登記事項証明書の写し

14 在宅要介護高齢者介護支援金

在宅で、要介護3以上の認定を受けている65歳以上の高齢者を介護している家族に介護支援金を支給します。

受給できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
 - 戸田市に居住する在宅要介護高齢者を常時介護していること。
 - 在宅要介護高齢者と生計を同一にしていること。
 - 受給者が死亡した場合は葬祭を行う方に支給します。
- ※入院・ショートステイの利用中は、対象外です。
※5寝具類乾燥等との併用は出来ません。

支給額

要介護者1人につき月額5,000円

支給月

9月(4～9月分)、3月(10～3月分)

※申請のあつた日の属する月から支給が開始されます。

手続きに必要な書類

- 在宅要介護高齢者介護支援金受給資格認定申請書

15 介護保険サービス利用者特例助成

在宅において介護保険法による特定のサービスを利用した低所得者の方に、高額介護サービス費を除いた利用者負担額の一部を助成します。

利用できる方

- 戸田市の介護保険の被保険者であること。
- 前年度市民税が非課税の世帯に属すること。

16 家具転倒防止器具の給付設置

震災時の家具転倒による被害を減らすため、家具転倒防止器具の設置が困難な世帯に器具の給付設置を行います。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 次のいずれかに当てはまる世帯
 - ①65歳以上の方のみの世帯
 - ②要介護認定4又は5の方を含む世帯
 - ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方を含む世帯
 - ④療育手帳A、A又はBの交付を受けている方を含む世帯
 - ⑤精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方を含む世帯

利用者負担

次のすべてに当てはまる場合は無料

- ・市の指定する家具転倒防止器具を設置すること。
- ・設置箇所が4か所までであること。
- ・家具転倒防止器具の長さが合計で360センチを超えないこと。
※家具の幅を事前に測ってから申請してください。

利用回数

1世帯につき1回限り

受付場所

健康長寿課、障害福祉課、東部福祉センター、新曽福祉センター、西部福祉センター、上戸田地域交流センター「あいパル」

設置方法

市に申請し、決定されると、戸田市シルバー人材センターが設置に伺います。

手続きに必要な書類

- 家具転倒防止器具給付設置申請書
※手続きの際に以下のものを持参してください。
 - ・印鑑（スタンプ印不可）
 - ・①の方は生年月日がわかる本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）、
 - ・②の方は介護保険被保険者証、③～⑤の方は各障害者手帳

17 救急医療情報キット

健康に不安を抱えている人などに、救急活動を迅速に行うための救急医療情報キットを配布します。市内の福祉センター・消防署等でも配布します。

利用できる方

- 市内に居住実態があり、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 次のいずれかに該当している方
 - ①健康上、不安を抱えている人
 - ②65歳以上
 - ③障害者

配布物

専用容器（キット本体）、医療情報用紙、ステッカー、マグネット、説明書

利用方法

- ①市に申請し、決定されるとその場で配布します。
- ②自身の緊急連絡先や医療情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫内に保管します。
- ③ステッカーを玄関ドアの内側に、マグネットを保管先の冷蔵庫に貼ります。
万一の救急時の迅速な支援に役立ちます。

健康長寿課のほか、障害福祉課及び市内の福祉センター・消防署等でも救急医療情報キットを配布します。

戸田市役所 障害福祉課		内線2972
東部福祉センター	下前1-2-20	443-1021
新曽福祉センター	新曽1395	445-1811
西部福祉センター	美女木5-21-16	421-3024
上戸田地域交流センター「あいパル」	上戸田2-21-1	229-3133
消防本部（警防課）	新曽1875-1	420-2129
消防署本署	新曽1875-1	420-2127
消防署東部分署	下前1-14-20	445-4949
消防署西部分署	笹目5-9-1	421-3323

手続きに必要な書類

- 救急医療情報キット利用申込書

●長寿のお祝い●

18 敬老祝金

高齢者の皆さまの長寿を祝福し、あわせて福祉の増進を図ることを目的に、対象年齢の方に祝金を贈呈します。

受給できる方

- 引き続き市内に1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 毎年8月1日において、下表の年齢の方

贈呈対象年齢と額

年 齢	贈呈額
77 歳 (喜寿)	10,000 円
88 歳 (米寿)	30,000 円
99 歳 (白寿)	50,000 円
100 歳 (百寿)	100,000 円

※ 8月1日から贈呈日までの間に死亡した場合は、同一世帯で扶養している方が受け取れます。また、この間に転出した場合も受け取れます。

贈呈方法

9月に本人の指定口座に振り込みます。

●高齢者の居住の支援●

19 高齢者世帯賃貸住宅家賃差額助成

民間の賃貸住宅に居住している高齢者の世帯が、居住を継続することが困難になったことで別の住宅に転居した場合に、住み替えによって生じた家賃の差額を助成します。

利用できる方

- 市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯であること。
- 独立して生計を営むことができること。
- 生計中心者の前年度市民税が非課税であること。
- 生活保護を受けていないこと。
- 家賃を滞納していないこと。

利用要件 (以下のどちらかに該当すること。)

- 3か月以内に住宅が取り壊しの予定であること。
- 要介護認定されている65歳以上の世帯員がいる場合であって、住宅の構造及び設備が高齢者に配慮したものでないため、日常生活が困難であること。

助成限度額

単身世帯 月額25,000円
2人以上世帯 月額30,000円

助成方法

毎月末日までに指定口座に振り込みます。

手続き方法

- 転居する前に、健康長寿課に連絡してください。

20 高齢者居室等整備資金融資

同居している高齢者の居室等の新築、改築、増築、改造、取得等を計画されている方に、資金を融資するとともに、利子補給も行います。

利用できる方

●60歳以上の高齢者と同居している親族又は同居しようとしている親族で、次の①から④に該当している方

- ①市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。
- ②市税を完納していること。
- ③整備に要する費用を自己資金のみで一度に負担することが困難と認められること。
- ④連帯保証人が2人いること。

※事前に、健康長寿課に相談してください。

連帯保証人の要件

- 市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。ただし、1人は市外でも可
- 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいること。
- 市税を完納していること。
- 高齢者居室等整備資金融資を現に受けていないこと。

融資限度額

1件 5,000,000円

償還期間

15年以内（据置期間は6か月以内）

融資方法

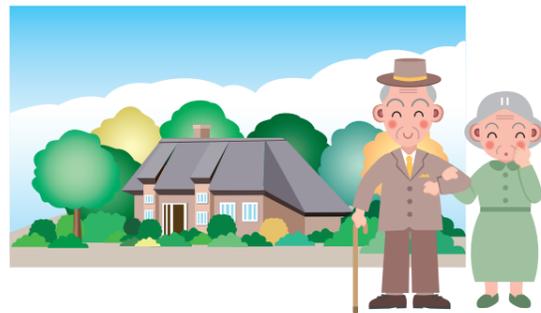
市内の金融機関の融資により行います。

利子補給

支払利子の50%を助成します。

手続きに必要な書類

- 高齢者居室等整備資金融資申請書
- 高齢者居室等整備計画書
- 申請者の市税完納証明書及び所得証明書
- 見積書又は売買契約書の写し
- 世帯全員の住民票の写し
- 登記簿謄本（土地及び家屋）
- 土地所有者の承諾書（自己所有以外）
- 建築確認申請における確認済書（建築確認を要するとき）



21 民間賃貸住宅入居支援

連帯保証人がいないため民間の賃貸住宅に入居することが困難な高齢者に、民間の保証会社が債務保証し、入居が容易になるよう支援します。また、低所得者には債務保証料の一部を助成します。

利用できる方

- 連帯保証人を確保することが困難であること。
 - 市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。
 - 緊急時の連絡先があること。
 - 家賃を支払うことができること。
 - 65歳以上のひとり暮らしの方又は65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯
- ※事前に、健康長寿課に相談してください。

債務保証料

- 利用者が保証会社に対し以下のとおり支払います。
- ①保証契約時：固定的な賃料等（家賃、共益費等の合計）の1/2に相当する額（最低保証料は2万円）
- ②2年目以降：年間保証委託料として毎年1万円

債務保証料の助成限度額

限度額50,000円 ※年間保証委託料の助成はありません。

助成の要件

- 転居日において、世帯員全員が住民税非課税であること。
- 転居日において、市内に1年以上居住していること。
- 市内の民間賃貸住宅に転居していること。
- 転居後の世帯においても高齢者の世帯であること。
- この制度での助成金を受けてから5年以上経過していること。
- 生活保護の受給者でないこと。

手続きに必要な書類

- 債務保証料助成金交付申請書兼請求書
- 債務保証制度保証料領収書の写し
- 転居後の賃貸借契約書の写し

●活動支援●

22 老人クラブ

地域の高齢者の自主的な集まりで、社会奉仕活動、生きがいづくりや健康づくりの活動を行っています。

加入方法

市内に居住するおおむね60歳以上の方が加入できます。
戸田市老人クラブ連合会事務局（市役所健康長寿課内）へ連絡してください。
※居住する地域によっては、老人クラブが活動していない地域があります。

23 シルバースポーツ大会

毎年10月に、高齢者の体力づくりと親睦を目的として、シルバースポーツ大会を開催します。

参加方法

老人クラブ会員は各老人クラブ会長へ、その他の方は健康長寿課へお申し込みください。

会場

スポーツセンター

対象

60歳以上の市民

24 シルバー人材センター

高齢者が豊かな経験と能力を活かし、就業やボランティア、サークル活動等を通して、自らの生きがいの充実と社会への積極的な参加を図り、地域社会の活性化を目指している団体です。

加入資格

市内在住で原則60歳以上の健康で働く意欲のある方

年会費

2,000円
※1～9月の入会は2,000円
※10～12月の入会は1,000円
※1～3月の入会は500円

主なお仕事内容

駐輪場及び駐車場管理
清掃・家事援助
植木剪定・除草
スーパーでの軽作業
一般事務
子育て支援業務



ボランティア活動

同じ地域に住む会員との児童見守り活動や市内美化活動等、また、会員同士の親睦活動もあります。

サークル活動

スポーツ活動や文化活動など、多数のサークルが活動しています。女性を対象としたサークルもあります。

問い合わせ

戸田市シルバー人材センター

☎ 434-0411 Mail : toda@sjc.ne.jp

ホームページに最新活動情報を掲載中！

● その他 ●

25 地域包括支援センター

高齢者の皆さまが健康で住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように包括的および継続的な支援をします。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど専門の職員が保健・医療・福祉などの相談や支援を行います。

介護予防ケアマネジメント

要支援1又は2と認定された方や、介護予防・生活支援サービス事業の対象者が自立して生活できるように介護予防ケアプランの作成を行います。

総合相談事業

高齢者やその家族、地域住民の方などから様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなげます。

権利擁護

高齢者虐待の防止や早期発見、成年後見制度の利用支援など、高齢者の人権や権利が守られるよう支援します。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の心身の状態に応じて、必要なサービスが提供されるよう、関係機関との調整や、ケアマネジャーへの支援をします。

美女木、美女木北、美女木東、笹目、笹目北町、笹目南町、早瀬にお住まいの方は、

戸田市立地域包括支援センター

問い合わせ：「戸田市立市民医療センター」内 422-8821

喜沢、喜沢南、中町、下前、川岸1・2丁目にお住まいの方は、

戸田市東部地域包括支援センター

問い合わせ：「いきいきタウンとだ」内 434-6233

川岸3丁目、本町、南町、戸田公園、上戸田、大字上戸田、下戸田にお住まいの方は、

戸田市中央地域包括支援センター

問い合わせ：「戸田市立健康福祉の杜」内 432-6088

大字新曽・新曽南・氷川町・大字下笹目にお住まいの方は、

戸田市新曽地域包括支援センター

問い合わせ：「新曽南庁舎」内 446-6767

26 社会福祉協議会が提供するサービス

日常生活自立支援事業（通称：あんしんサポートねっと）

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

援助内容

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常生活上の手続き援助
- ③日常的金銭管理
- ④書類等預かりサービス

契約までの流れ

- ①相談・訪問
- ②利用者と一緒に、支援計画をつくります。
- ③利用者と戸田市社会福祉協議会で契約を結びます。
→援助開始

料金

サービスの内容に応じて、利用料がかかります。

※生活保護世帯は、無料です。

※戸田市から利用料への助成金を受けられます。

（12 日常生活自立支援事業利用料金助成）

（最大5,000円/月・条件あり）

問い合わせ 戸田市社会福祉協議会 ☎ 442-0309

27 【選挙】郵便による不在者投票

介護保険の被保険者証に「要介護5」の記載がある方や、身体に重度の障害がある方で一定の要件に該当する場合は、自宅や施設等から郵便で投票ができる制度があります。

利用方法

あらかじめ市の選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。詳しくは行政委員会事務局選挙管理委員会担当までお問い合わせください。

問い合わせ 行政委員会事務局選挙管理委員会担当 ☎ 441-1800（戸田市役所）内線 606



令和7年4月作成

このガイドブックは、戸田市の「高齢者の福祉サービス」を利用する場合の手引きとして作成しました。

問い合わせ 健康長寿課 高齢者支援担当
電話：048-291-9343（直通）